

特別職の知事、市長は、なぜ選挙活動はOKなの？

衆議院総選挙が一週間後に迫り、選挙運動は佳境に入ったよう。

マスコミ報道を視聴していて、公務員の政治活動は禁止されているのに現職知事、現職市長が選挙運動をしてることに素朴な疑問を抱いた。

早速ちょっと調べると、県知事、市長は、公務員でも特別職で、公務員の政治活動禁止からは対象外とか。

確かに知事、市長は各政党からの公認や推薦を受け、県民、市民から民主主義に基づく直接選挙で選ばれたので、日頃の言動からその政治見識が分かり、県民、市民が支持か拒否かの判断材料になるだけに、特別扱いも仕方ないかなとも思える。

一方、公務員の政治活動に関して、休日に職場外で支持政党のビラを配った二人に対して、12/7に最高裁判所は管理職でない一人には無罪、管理職の一人には有罪の判決を下した。

有罪の一人は当時課長補佐で8人のまとめ役の立場にあり、「指揮命令を通じ、政治的傾向に沿った影響を部下に及ぼしかねない」というのが、判決理由の一つのよう。

知事、市長は、県、市の行政の長でもあり、その行政機関にはたくさんの部下がいるし、その機関内で最も強い裁量権（その人の考えによって処理できる権利）を有しているはず。

知事、市長は、その行政機関内で最も「指揮命令を通じ、政治的傾向に沿った影響を部下に及ぼしかねない」立場。

同じように休日にビラを配っても職場で8人の部下がいるという違いだけで一般公務員は罪に問われるのに、多くの部下がいてしかも平日に全国を選挙運動で遊説しても罪に問われない特別職の知事、市長というものに、首をかしげてしまう。

知事、市長の政治活動上の特別扱いのある立場と行政機関内での強い裁量権をもつ立場のこの二つの側面をどう理解、納得すればいいのか、益々分からなくなった。

この素朴な疑問に、単に「法的には対象外」ということだけでなく、どういった考え方で特別職の知事、市長は政治活動がOKとなるのか、分かり易く理解、納得できるように、情報、ヒントをお願いします。